

第 99 号議案

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定
について

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年 9 月 3 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例
八王子市保健所関係手数料条例（平成 19 年八王子市条例第 24 号）の一部を
次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～5 6	(略)	(略)	(略)
57	毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第 303号) 第4条第 2項 の規定に基づく 毒物又は劇物の販売 業の登録の申請に対 する審査	毒物劇物販売業 の登録申請手数 料	1件につき 16,900円
58	毒物及び劇物取締法 第4条第3項 の規定 に基づく毒物又は劇 物の販売業の登録の 更新の申請に対する 審査	毒物劇物販売業 の登録更新申請 手数料	1件につき 7,400円
59～ 105	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～5 6	(略)	(略)	(略)
57	毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第 303号) 第4条第 3項 の規定に基づく 毒物又は劇物の販売 業の登録の申請に対 する審査	毒物劇物販売業 の登録申請手数 料	1件につき 16,900円
58	毒物及び劇物取締法 第4条第4項 の規定 に基づく毒物又は劇 物の販売業の登録の 更新の申請に対する 審査	毒物劇物販売業 の登録更新申請 手数料	1件につき 7,400円
59～ 105	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。